



平成 27 年 4 月 22 日

各 位

株式会社R V H
代表取締役社長 沼田 英也
(東証二部・コード 6786)
問合せ先 取締役管理部長 斉藤 順市
電話 (03-6277-8031)

子会社の異動（新たな子会社の設立及び株式会社D S Cの連結除外）並びに 子会社における事業譲渡・譲受に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社 100%出資により新たな子会社を設立すること及び当社の連結子会社である株式会社D S C（以下、「D S C」という）の営む一切の事業を、当該新設完全子会社へ譲渡すること及び本件施策の実行によりD S Cを当社連結から除外することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 子会社設立及び事業譲渡の目的

当社の 100%子会社であるD S Cは、主に法律系士業（弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社労士等）への広告の提案、コンサルティング業務、ホームページ制作等を行う総合広告代理店企業であり、当社グループの新規事業領域において大きな柱となる広告事業の中核を担う当社の連結子会社であります。

同社は、2002年の士業広告出稿解禁以来、対士業向け広告代理店のパイオニアとして業界特有のニーズに沿ったデータとノウハウを蓄積し、弁護士事務所等へ専門性の高いサービスを提供するとともに、平成23年9月に、「法律の窓口」という法律相談ポータルサイトを開設し、普段、法律の専門家と接点のない方でも、法律問題で困った時に簡単にお悩みに合った法律の専門家を検索することができるサービスを提供してまいりました。

他方、当社は、平成26年10月にD S Cと資本業務提携契約を締結し、平成26年11月の同社株式追加取得、平成27年2月の簡易株式交換を経て、同社を当社の完全子会社とし、当社グループにおける新規事業領域への参入による業容の拡大、早期黒字化を実現いたしました。

当社は、D S Cとの上記資本業務提携、子会社化に係る一連の取引において、同社における国税局査察調査というマイナス面に関しても十分に検討してまいりましたが、当該調査の対象が、当社が関与する前の過去の決算であること、当時の代表者がすでに辞任していること、調査は継続中であり、起訴となるか否かの結論に至っていないこと等から、査察調査に関するマイナス面を踏まえても、同社子会社化による業容拡大メリット（同社前期売上 10,884 百万円、経常利益 1,754 百万円）と、同社の純資産額を下回る金額で買収する財務メリット（同社前期純資産 2,068 百万円、D S C取得価額合計 1,576 百万円）は大きく、当社グループの企業価値向上に資するとの判断から、同社子会社化までの一連の取引を実行してまいりました。

しかしながら、平成27年2月24日に公表いたしましたとおり、一部報道機関において、D S Cが法人税法違反で告発されたとの報道がなされました。これを受けて当社は、当該報道に関する事実関係の確認を進めておりますが、現時点においても東京国税局から東京地方検察庁へのD S Cに対する告発等の事実は確認できておりませんが、告発が事実であった場合には、将来的に起訴される可能性があると考えております。そのため、当社は本件に係る当社グループへの影響を踏まえ、今後の方向性について慎重に議論を重ねてまいりましたが、当社の連結子会社であるD S Cが仮に起訴された場合、例えば事件が過去のもので、当社の現経営陣が事件に一切関与していなかったとしても、今後当社グループが推進する予定である事業提携やM&A等の障害になる恐れがあること、その他当社グループ全体の信用力、ブランド力の低下や今

後の営業活動における逸失利益の発生等、当社のレピュテーションリスクは排除できないとの結論に至りました。

その後、当社は「業容拡大メリット」及び「財務メリット」を当社に残存させつつ、レピュテーションリスクを最小限に留める具体的な手法について当社顧問弁護士へ相談の上、検討を進める中で、当社グループ全体への今後の影響を鑑み、可及的速やかに当該レピュテーションリスクを排除する必要があることから、企業再編行為の中でも公告掲示期間等による時間的リスクの少ない事業譲渡を選択する方針といたしました。また、仮に、事業譲渡行為において債務の承継を行う場合、個別の同意が必要となる等、実務上の作業負担増大による時間的リスクを伴うため、本件事業譲渡においては、債権債務の承継をせず、D S Cにおいて平成 27 年 5 月以降に売上計上予定であった全ての広告案件を含めた広告事業について事業譲渡を行うことといたしました。加えて、D S Cの事業譲渡効力発生日前までの債権債務は同社に残存させ、債権回収及び債務支払後に今後プールされる見込みである同社純資産相当額を回収する手法として、当社はD S Cの剰余金配当、残余財産分配等の優先権及び株式取得請求権が付された無議決権の種類株式のみを保有し、今後、順次同種類株式の権利行使を実行するというスキームを選択いたしました。

以上の経緯から、新たに当社子会社として「株式会社リーガルビジョン」（以下、「リーガルビジョン」という）を設立し、D S Cを子会社化した一連の取引の目的であった「業容拡大メリット」及び「財務メリット」を当社に残存させつつ、レピュテーションリスクを最小限に留めることを目的として、同社の営む一切の事業を、当社の新設完全子会社であるリーガルビジョンに譲渡するとともに、D S Cの剰余金配当、残余財産分配等の優先権及び株式取得請求権が付された無議決権の種類株式のみを当社が保有すること、また、当社や当社の完全子会社である株式会社上武、株式会社ソーシシステムの人材や技術力、株式会社K 2 Dのコンテンツプロデュースやプロモーションノウハウを活用し、リーガルビジョンにより「法律の窓口」のより迅速かつ積極的なコンテンツ拡充を図り、魅力的なサイト構築と運営を行う方針とすることを決定いたしました。

2. 事業譲受会社及び事業譲渡会社の概要

| ① 名称 | 株式会社リーガルビジョン（譲受会社） | 株式会社D S C（譲渡会社） |
|-------------|---------------------|---|
| ② 所在地 | 東京都港区赤坂二丁目 13 番 5 号 | 東京都渋谷区渋谷三丁目 12 番 22 号 渋谷プレステージビル 2 階 |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 沼田英也 | 代表取締役 藤本治 |
| ④ 事業内容 | 広告代理業 | 広告代理業 |
| ⑤ 資本金 | 5,000 万円 | 9,500 万円 |
| ⑥ 設立年月日 | 平成 27 年 4 月 | 平成 16 年 4 月 |
| ⑦ 発行済株式数 | 5,000 株 | 1,250 株 |
| ⑧ 決算期 | 3 月 | 3 月 |
| ⑨ 大株主及び持分比率 | 株式会社R V H 100% | 株式会社R V H 100% |
| ⑩ 売上高 | — | 10,884 百万円（平成 26 年 7 月期） |
| ⑪ 純資産 | — | 2,068 百万円（平成 26 年 7 月期） |
| ⑫ 総資産 | — | 5,480 百万円（平成 26 年 7 月期） |

(注) 1. 平成 27 年 5 月 1 日付にて株式会社リーガルビジョンの代表取締役に就任予定である沼田氏は、現在当社の代表取締役及びD S Cの取締役に就任しておりますが、本件事業譲渡効力発生日である平成 27 年 5 月 1 日を以てD S Cの取締役に辞任する予定です。

2. 平成 27 年 5 月 1 日付にて株式会社D S Cの代表取締役に就任予定である藤本氏は、現在D S Cの取締役に就任しております。なお、同氏が当社グループ企業の役員を兼任する予定はございません。

3. 事業譲渡及びD S C種類株式の具体的内容

上記「1. 子会社設立及び事業譲渡の目的」に記載いたしました本件施策の具体的内容は以下のとおりです。

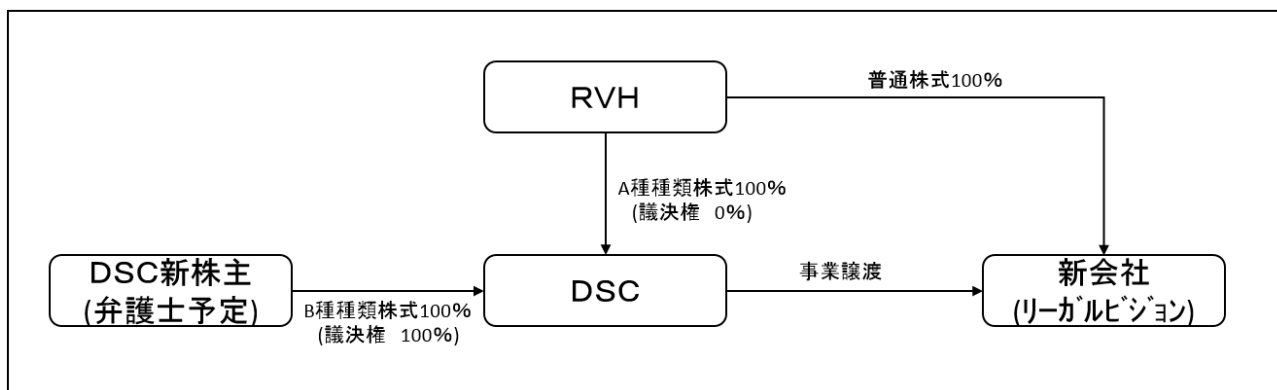
- (1) D S Cの定款を一部変更し、同社を種類株式発行会社とするとともに、同社普通株式について取得請求条項を付する旨の定めを新設いたします。なお、取得請求条項付種類株式の内容として、株主がD S Cに対し取得請求権を行使する場合において、取得請求条項付株式と引換えに、剰余金優先配当権、株式取得請求権、残余財産優先分配権が付された議決権を有しないA種種類株式を交付する旨の定めを設けます。A種種類株式の具体的内容は以下のとおりです。

| | 項目 | 内容 |
|---|-----|-----------|
| ① | 割当先 | 株式会社R V H |

| | | |
|---|--------|---|
| ② | 発行数 | 2,000株 |
| ③ | 議決権 | 無し |
| ④ | 譲渡制限 | 無し |
| ⑤ | 取得請求権 | A種種類株主は、平成27年5月1日以降いつでも、DSCに対して、A種種類株式1株あたり金100万円（但し、A種種類株式に対して剰余金の分配がなされた場合には、A種種類株式1株あたりにつき分配された剰余金の累計額を控除した金額）（以下「取得金額」という。）及び未払い配当金額の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、DSCは、A種種類株主が取得の請求をしたA種種類株式を取得すると引換えに、A種種類株式1株につき、取得金額及び未払い配当金額に相当する金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。 |
| ⑥ | 剰余金配当 | DSCは、A種種類株主に対し、A種種類株式1株あたりに配当された剰余金の累計額が金100万円に充つるまで、他の株主に先立ち優先して配当を行うものとする。 |
| ⑦ | 残余財産分配 | DSCが残余財産の分配をするときは、A種種類株主に対し、他の株主に先立ち、A種種類株式1株あたりに分配された残余財産の累計額が金100万円（但し、A種種類株式に対して剰余金の分配がなされた場合には、A種種類株式1株あたりにつき分配された剰余金の累計額を控除した金額）に充つるまで、優先的に残余財産の分配を行うものとする。 |

- (2) DSCは、会社法第171条第1項並びに上記(1)の変更後定款に基づき、同社株主である当社の取得請求条項付種類株式に係る取得請求権の行使により、DSCは取得請求条項付種類株式の全てを取得し、当該取得の対価として当社に対し、上記(1)のA種種類株式を交付します。本項実行をもって、DSCは当社連結から除外されることとなります。
- (3) 上記(2)と同時点において、DSCの営む一切の事業（主要契約、従業員、商標等）を、当社の新設完全子会社であるリーガルビジョンに譲渡いたします。
- (4) DSCは、新たな株主に対し、普通株式と同等権限を有するB種種類株式（有議決権、発行数1株、発行価額1万円）を発行します。本件B種種類株式は、後述(6)のとおり当社の優先配当終了後に種類株式持分比率に応じた配当がなされ、当該B種種類株式の配当がDSC新株主に対するインセンティブとなる一方、B種種類株式は当社の保有するA種種類株式と比較し配当が劣後することから、当該価額に決定いたしました。なお、当該DSC新株主は弁護士（個人）となる予定であり、当該DSC新株主と当社グループとの間に資本関係、人的関係、取引関係はございません。
- (5) DSCは、同社に残存する事業譲渡効力発生日前までの売掛金の回収及び買掛金の支払を実行し、その過程において当社は、上記(2)のA種種類株式に係る剰余金優先配当権、株式取得請求権を、また最終的には残余財産の優先分配権を行使します。DSCの平成26年12月末日時点の純資産額は、2,437百万円であり、今後の裁判費用の発生、売掛金の一部回収不能の可能性等を鑑みた場合、当該純資産額は減額する可能性があるものと考えております。当社は、これら減額を考慮したのち、想定するDSCの純資産相当分として約2,000百万円を回収します。
- (6) 当社による上記(5)の2,000百万円分の権利行使後、DSCに2,000百万円を超える純資産が残存した場合、同社新株主及び当社は、その時点における発行済種類株式総数に対する持分比率に応じた配当または分配を受けることとなります。

なお、本件施策の実行によるDSC純資産相当分の回収にあたっては、レピュテーションリスク排除のためのDSC連結除外が最たる目的であるため、当社が上記(2)により取得するA種種類株式は議決権を有しない旨を定めております。しかしながら、上記(4)及び(6)のとおり当社による2,000百万円回収後にDSC新株主に対するインセンティブとして配当・分配を行う旨を定めることで、DSC新株主及びDSCによる売掛金回収の促進、不正防止等を図り、当社による2,000百万円回収の確実性を高められるものと考えております。当社といたしましては、DSCを連結から除外し、レピュテーションリスクを排除することは、今後のグループ全体の営業活動における逸失利益発生の抑止となり、最終的には企業価値を向上させるものであると判断しております。また、連結除外後のDSCの経営方針については、DSC新株主より、同社代表取締役との協議において今後決定する予定であると伺っております。



4. 事業譲受の概要

(1) 譲受部門の内容

広告事業

(2) 譲受部門の経営成績（平成 26 年 7 月期）

| | 広告事業 |
|-------|------------|
| 売上高 | 10,884 百万円 |
| 売上総利益 | 2,367 百万円 |
| 営業利益 | 1,777 百万円 |
| 経常利益 | 1,754 百万円 |

(3) 譲受資産、負債の項目及び金額（平成 27 年 2 月 28 日現在）

| 資 産 | | | 負 債 | | |
|------|--------|---------|------|------|-------|
| 項目 | 帳簿価額 | | 項目 | 帳簿価額 | |
| 流動資産 | — | 0 百万円 | 流動負債 | | 0 百万円 |
| 固定資産 | 工具器具等 | 31 百万円 | 固定負債 | | 0 百万円 |
| | ソフトウェア | 2 百万円 | | | |
| | 商標権 | 0.3 百万円 | | | |
| | 子会社株式 | 35 百万円 | | | |
| | 敷金 | 24 百万円 | | | |
| | 差入保証金 | 2 百万円 | | | |
| 合計 | | 96 百万円 | 合計 | | 0 百万円 |

(4) 譲受価額及び決済方法

50 百万円

平成 27 年 5 月末日又は譲受会社指定の日に銀行振込により決済又は貸付債権と相殺予定

本件譲渡価額については、顧問弁護士へ相談の上、検討を行いましたところ、DSC の同社債権者からの詐害行為取消権行使等を抑止するため、譲渡価額を有利な価額ではなく適正価額に設定する必要があるとの結論に至りました。適正価額の算定において、譲受資産簿価 96 百万円のうち DSC 子会社株式の一部（15 百万）については債務超過のため 0 評価とし、残る 81 百万円に対して、過去の当社・旧 DSC 株主間による DSC 株式売買取引の価額（1,576 百万円(a)）と平成 27 年 2 月末日時点の同社純資産概算額（2,533 百万円(b)）を参照し、同割合 $((a)/(b)=62\%)$ にて算出した結果 50 百万円となりました。なお、本件事業譲渡において発生する譲渡損益については、共通支配下取引として連結上相殺される予定です。

5. 新設子会社「リーガルビジョン」の事業概要

(1) 土業向け広告事業

DSC により推進しておりました土業向け広告案件については、平成 27 年 5 月以降の全ての案件をリーガルビジョンに承継し、引き続き展開してまいります。

(2) ポータルサイト「法律の窓口」関連事業

当社グループのシナジーを最大限に活用し、魅力的なサイト構築と運営を行い、当該サイト運営による収益力の向上を目指してまいります。

6. 子会社の異動

「3. 事業譲渡及びDSC種類株式の具体的内容 (2)」のとおり、DSCは、当社によるDSCの発行する取得請求条項付種類株式に係る取得請求権の行使により、当社連結から除外されることとなります。

7. 異動する子会社の概要

| | | | |
|------------------------|--------------------------------------|---|--------------|
| ① 名 称 | 株式会社DSC | | |
| ② 所 在 地 | 東京都渋谷区渋谷三丁目 12 番 22 号 渋谷プレステージビル 2 階 | | |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 霜田 広幸 | | |
| ④ 事 業 内 容 | 広告代理業 | | |
| ⑤ 資 本 金 | 9,500 万円 (平成 27 年 3 月 31 日現在) | | |
| ⑥ 設 立 年 月 日 | 平成 16 年 4 月 5 日 | | |
| ⑦ 大株主及び持分比率 | 株式会社RVH 100% | | |
| ⑧ 上場会社と当該会社との間の関係 | 資 本 関 係 | 当社は、当該会社の株式を 100%保有しております。 | |
| | 人 的 関 係 | 当社役員 2 名が当該会社の役員を兼任しております。 | |
| | 取 引 関 係 | 当社と当該会社との間では、当社を貸主、当該会社を借主とする金銭消費貸借契約を締結しております。(契約締結日：平成 27 年 2 月 28 日 金額：130 百万円 利率：年 3 % 返済期日：平成 27 年 3 月 31 日) | |
| ⑨ 最近三年間の財政状態及び経営成績 | (単位：千円) | | |
| 決 算 期 | 平成 24 年 7 月期 | 平成 25 年 7 月期 | 平成 26 年 7 月期 |
| 純 資 産 | 674,025 | 995,287 | 2,068,078 |
| 総 資 産 | 2,041,372 | 3,939,774 | 5,480,366 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | 923,322.65 | 1,363,407.92 | 2,832,983.91 |
| 売 上 高 | 3,897,438 | 7,328,775 | 10,884,684 |
| 営 業 利 益 | 408,127 | 810,980 | 1,777,968 |
| 経 常 利 益 | 411,518 | 808,082 | 1,754,071 |
| 当 期 純 利 益 | 230,728 | 321,262 | 522,314 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 316,067.02 | 440,085.27 | 715,499.21 |
| 1 株 当 たり 配 当 金 (円) | — | — | — |

8. 日程

取締役会決議日 : 平成 27 年 4 月 22 日
DSC株主総会決議日 : 平成 27 年 4 月 22 日 (予定)
事業譲渡契約締結日 : 平成 27 年 4 月 22 日 (予定)
事業譲渡効力発生日 : 平成 27 年 4 月 30 日 (予定)
DSC種類株式取得日 : 平成 27 年 5 月 1 日 (予定)

9. 今後の見通し

本件施策の実行により、当社のDSC議決権保有割合は 100%から 0%となるため、平成 27 年 5 月 1 日を以て、法人税法違反に係る報道がなされたDSCは当社の子会社ではなくなるとともに、当社連結から除外されます。

当該DSC連結除外に伴い、連結貸借対照表からDSCの資産・負債(連結消去されていないもの)の金額が減少します。一方、これまで個別貸借対照表において子会社株式として計上していたDSC株式(1,576百万円)が、今後は同額の投資有価証券となり、連結貸借対照表にも計上されることとなります。その結果、連結貸借対照表の純資産の部において、DSC純資産相当額(連結上、H27.3期に負ののれん発生益として計上済のものを含む)と、新たに計上される投資有価証券との差額が減少することとなる見込みですが、詳細数値については平成 27 年 4 月の月次決算完了後、精査を行い、確定次第速やかにお知らせいたします。

当社は今後、当該A種種類株式の権利として、取得請求権を行使する都度、当該取得請求と引換えに交付される1株あたり1百万円のうち原価相当分である投資有価証券1株あたり0.78百万円(1,576百万円÷2,000株)が相殺され、差分である0.21百万円について利益計上することにより、D S C純資産相当分2,000百万円を回収する予定です。また、D S Cにおいて平成27年5月以降に売上計上予定であった全ての広告案件を含めた広告事業の一切を当社の新たな連結子会社であるリーガルビジョンへ譲渡し、リーガルビジョンにおいて売上計上し、事業損益を当社連結へ取り込む予定です。

上記A種種類株式の権利行使及びD S Cから新会社への事業譲渡による当社連結業績への影響につきましては、新会社の事業計画に関する精査を行うとともに権利行使の都度精査し、速やかにお知らせいたします。

以 上